

締約国に関する情報 Z M	ザンビア  一般情報	附属書 B 1 Z M
国内官庁の名称	Patents and Companies Registration Agency (PACRA) (Zambia) (特許企業登録局 (PACRA) (ザンビア))	
所在地	Pacra House, Haile Selassie Avenue, Long Acres, Lusaka, Zambia	
郵便のあて名	Registrar, Patents and Companies Registration Agency (PACRA), P.O. Box 32020, Lusaka, Zambia	
電話番号 電子メール	(260-211) 25 51 35, 25 54 25, 25 51 51 patents@pacra.org.zm pro@pacra.org.zm	
インターネット ファクシミリ装置	http://www.pacra.org.zm (260-211) 25 54 26	
国内官庁はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？ (PCT規則92.4)	電子メール及びファクシミリ装置による提出を受理する	
送付することができる書類の種類	すべての書類	
書類の原本提出義務	送付の日から1か月以内に提出	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する。ただし、DHL又はFederal Expressの配達サービスを条件とする。	
出願人がWIPO DAS <sup>1</sup> から優先権書類を取得できるようにする用意があるか？ (PCT規則17.1(b)2)	用意なし	
ザンビアの国民及び居住者のための管轄受理官庁 国内法令は外国官庁への国際出願を制限するか？	ARIPO事務局, WIPO国際事務局 又は特許企業登録局 (PACRA) (ザンビア) 国内官庁に問合せされたい	
ザンビアが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	国内保護: 特許企業登録局 (PACRA) (ザンビア) ARIPO保護: ARIPO事務局	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	国内: 特許, 追加特許, 実用新案 ARIPO: 特許, 実用新案 (実用新案は, ARIPO特許に代えて又はARIPO特許に追加して求めることができる)	

[次頁に続く]

1 WIPO DASについての詳細情報は次から入手可能である: <https://www.wipo.int/en/web/das>

Z M	ザンビア (続き)	Z M
国際型調査に関するザンビアの規定 (PCT第15条)	2016年特許法No. 40, 第52条(3)	
国際公開に基づく仮保護	(1) 英語で公開された国際出願： 出願人はPCT第21条に基づく国際出願の公開日から特許法第62条(2)で定める権利を有する (2) 英語以外の言語で公開された国際出願： 出願人は、特許法第65条(1)に基づき国内官庁に英語翻訳文を提出し、第54条に基づき公開が行われた後、特許法第62条(2)で定める権利を有する	
ザンビアが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報		
国内保護について		
ザンビアが指定 (又は選択) されている場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載しなければならない。発明者に関する情報がPCT第22条又は第39条(1)に基づく期間の満了時に不明の場合、管轄官庁は通知で定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか?	あり (附属書L参照) <sup>2</sup>	
ARIPO特許については、附属書B 2のアフリカ広域知的財産機関 (AP) を参照		

<sup>2</sup> 詳細については2016年特許法No. 40, 第21条及び第32条(2)を参照。